

「ケーブルプラスシェアライフ」お申込みに関する重要事項のご案内

1. 本重要事項は、株式会社テレビ岸和田（以下「TVK」という）と、「ケーブルプラスシェアライフ」お申込みに関する重要事項のご案内を承諾し、KDDI 株式会社（以下「KDDI」という）より TVK を介してケーブルプラスシェアライフ（以下「本サービス」という）の提供を受ける者（以下「契約者等」という）との間における、料金の請求などについて適用されます。
2. TVK および KDDI がホームページその他の手段により通知する事項も、本重要事項の一部を構成するものとします。
3. 「TVK 基本サービス」とは、TVK のテレビサービス（BS コース以上）、第 1 種インターネット接続サービス（ケーブルインターネット・光インターネット）、電話サービスのいずれかの契約をいいます。
4. 本サービスのお申込みは、TVK 基本サービスのいずれかの契約者に限ります。
5. 本サービスをお申込後 3 ヶ月を経過しても TVK 基本サービスの工事が完了していない場合は自動的にお申込みが取り消されます。
6. TVK 基本サービスを解約された場合は本サービスも自動的に解約となりますが手元に商品がある場合、商品返却をもって解約完了となります。
7. 利用開始の翌月より最低 6 ヶ月のご利用をお願いしています。
8. 商品の閲覧・注文・交換・ご利用状況の確認・ご解約は全て LINE（最初にご登録いただいたケーブルプラスシェアライフ公式アカウント）をご使用ください。
9. その他、お申込内容の変更は直接 TVK までご連絡ください。
10. 本重要事項を変更する旨および変更後の重要事項の内容は当社ウェブサイト（URL <https://www.tvk.co.jp/contract/>）に掲示します。

【ご利用料金について】

1. 初回ご利用物品の注文にて月額サービスのご契約が成立し、初回物品発送の 2 日後から課金開始となります。
2. 初月は日割り計算を行います（初回月のみ利用料 税別 116 円/日（税込 127.6 円））。
3. ご解約月は日割り計算を行わず、月額を満額請求させていただきます。
4. 全ての代金のお支払いは、申込窓口となる TVK より TVK 基本サービス料金と合わせて請求させていただきます。

【サービスの期間・回数等】

1. 毎月月末までに解約されない場合、1 ヶ月ごとの自動更新となります。
2. 同時に借りることができる物品の数は 1 個です。

【物品の交換】

新たに利用される物品のお届け指定日から 1 週間以内に、返却される物品を指定先にご返却ください。ご返却が 1 週間を過ぎた場合、1 日あたり税別 150 円（税込 165 円）の延長料が発生します。

【キャンセル・解約】

1. 本サービスの LINE 公式アカウントより、解約の申請が可能です。レンタル中の物品をご返却後に、解約申請が可能となります。
2. お申込み後、1 年間初回ご利用物品の注文がない場合には、自動的にお申込みが取り消されます。

【トラブル（紛失・盗難）】

1. 動産総合保険対象外の物品の場合には、破損・故障の際に修理代金を請求させていただく場合があります。
2. 紛失・盗難など物品を返却できない場合、当該物品を再購入する代金を請求させていただく場合があります。

【ご利用料金の支払い方法・時期】

毎月 27 日に、TVK 基本サービス利用料と合わせて、お客様が選択された支払い方法（銀行口座からの自動引落またはクレジットカード払い）にて、ご利用料金をお支払いいただきます。万一、料金の未払いが発生しますと、遅滞損害金として年利 14.5% を加算して請求させていただきます。

【サービスのご利用停止】

TVK は、次の場合には、本サービスの利用を停止することがあります。なお、利用停止期間中の本料金についても、契約者はこれを支払うものとします。

- （1）契約者等が過去に若しくは現に本重要事項のご案内に違反し、又は申込者が、TVK の提供するサービスの利用に係る契約に違反する行為若しくは違反のおそれのある行為を行ったことがあるとき又は現に行っていると該当したと TVK が判断したとき
- （2）契約者等が本料金その他の本重要事項に基づく金銭債務を、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- （3）契約者等が TVK 基本サービスの利用に係る料金その他の TVK に対する金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- （4）TVK の事業エリア（岸和田市、泉北郡忠岡町）外へ引越された場合